制定 2009年9月12日

前文

アマチュア演奏家の理想の音楽活動の場としてこの管弦楽団を設立した

理想の活動とは、音楽を愛する者が純粋に演奏を楽しめる団員相互の交流により各自が成長できる演奏 技量の向上に努力する

お互いの価値観の尊重をベースにオープンに話し合い、フェアに議論し、決まったことの 実現にベストを尽くすと考え、メンバーのこれまでの音楽活動における教訓を活かして、地域から「良 いオーケストラ」と言われる団体を目指して行きたい

第1章 名称と団の目的

第1条<名称> 団体名は「北摂フィルハーモニー管弦楽団(Hokusetsu Philharmonic Orchestra 略称: HPO)」とする

第2条<活動の目的>

- a. アマチュア演奏者として音楽的な向上心をもって演奏活動に取り組み、団員相互が親しく交流することにより各自の人生を豊かにする
- b. 演奏活動等により北摂地域の音楽文化醸成に貢献する
- c. アマチュアとして演奏技量を向上させる

第2章 役員と組織

第3条<役員>以下の役員を置き、役員は運営委員を兼ねることとする。役員は団員総会の承認により任命する。任期は演奏会ごととするが継続は妨げない

なお **2009** 年度に限り、立ち上げ時であるため創立メンバー相互の承認により役員に就任することとする

CEO(Chief Executive Officer)····1名

対外的に団を代表する

CFO(Chief Financial Officer)・・・1名

団財政を統括し、会計事務を行う

インスペクター・・・1名

運営に関する実務を統括し、練習予定を含めた団員に必要な情報をメーリングリスト等を 通じて伝達する

コンサートマスター(コンサートミストレス)兼 CTO(Chief Technical Officer)・

· · · 1名

演奏技術全体を統括し、指揮者およびパートリーダーと相談して練習計画を作成する セクションリーダー・・・・

高弦(1stVn・2ndVn)・中低弦(Vla・Vc・Cb)・木管・金管から 1 名ずつ計 4 名または高中弦(Vn・Vla)・低弦(Vc・Cb)・木管・金管から 1 名ずつ計 4 名各セクションの演奏技術を指導、統括する。必要に応じてセクション(またはパート)練習を主催し、セクションおよびパートのレベルアップを図る。

第4条<実務担当係> 実務担当として以下の係を置く。役員との兼任は妨げないが、全員が運営に参加するという観点から、できるだけ役員以外の団員が担当することとしたい。

係の任期は1年とし、団員総会の承認により任命する

a. 楽譜係

団所有の楽譜の管理、新しい楽譜の手配等

b. 会場係

練習会場、演奏会場の予約手配

c. 団員係

入退団の管理と団員名簿の作成

第5条<意思決定機関> 意思決定機関として以下の組織を置く

A.団員総会

最高意思決定機関は団員総会とし、定期総会は演奏会終了後に開催する。その他必要に応じて随時開催する。

1(議決)

団員総会での議決は出席者の多数決とする

団員総会は在籍人員の3分の2の出席で成立することとする。ただし、第6条 c.のジュニア団員は議決権を持たない

総会欠席者は出席者への委任状を提出することにより議決に参加できる 議決事項について賛否ともに過半数に達しない場合は、決定を運営委員会に一任すること

とする

2(議決項目)

団員総会での議決事項は以下の事項とする

- a. 予算、決算の承認
- b. 年間活動計画の承認
- c. 役員の任命・監査役の承認
- d. 団費、その他団員の金銭負担に関する改定
- e. 第19条に基づき運営委員会で協議した退団要求の承認
- f. 団規約に関する改定
- B.運営委員会

役員を構成メンバーとし、随時開催する

1(議決)

運営委員会での議決は出席者の多数決とする

運営委員会は役員の3分の2の出席で成立することとする

委員会欠席者は出席者への委任状を提出することにより議決に参加できる

2(議決項目)

運営委員会での議決事項は以下の事項とする

- a. 選曲・・・・団員へのアンケートを元に運営委員会で決定する
- b. 演奏会の開催、参加

- c. その他活動計画
- d. 第14条に基づく入団希望者の入団承認
- e. 本規約を守らない団員への退団要求・・・・団員総会での承認により決定する
- 第3章 財務・会計
- 第6条<団費>
- a. 団運営費用として月額 2,500 円を徴収する(2011 年 1 月~)。団費は原則として 6 か月分を 1 月末と 7 月末に納入することとする
- b. 入団時には入団金として 3,000 円を納入する。家族で入団する場合は 2 人目以降は入団金を免除する
- c. 高校生以下はジュニア団員とし、団費を免除する
- d. 途中退団者には納入分の月割り残額を振込手数料を差し引いて返還する(煩雑になる ため日割り計算はしない)
- e. 団費を 3 ヶ月以上滞納し、督促にもかかわらず納入に応じない場合は運営委員会の判断で退団を要求することがある
- f. 演奏会を行うにあたって演奏会費として別途費用を徴収する。
- 第7条<会計年度>会計年度は演奏会ごととする
- 第8条<会計監査> 年度の決算は役員以外の団員による監査により、適正と認められた ものでなければならない
- 第9条<費用の精算> 団運営に関する費用を団員個人が立て替えた時は、CFO の承認により領収書に基づき団会計で精算する。
- ただし、5,000 円以上の物品の購入に際しては、事前に CFO の了承を得なければならない
- 第4章 練習
- 第 10 条<練習体制> 練習は原則として第 $1\cdot 3\cdot 5$ 土曜日の午後とし、必要に応じて臨時練習を実施する
- a. 全体練習
- b. 弦セクション練習・管セクション練習
- c. パート練習
- なお、管楽器のローテーションはメンバーと相談の上、各パートリーダーが決めることとする
- 第 11 条<欠席> 練習を欠席する場合は団 ML に書き込んでおくか、またはパートリーダーに電話等で連絡する
- 第12条<指揮者> 指揮者、副指揮者は運営委員会の審議によりこれを決める
- 第 13 条<代理指揮者> 指揮者、副指揮者が不在、欠席の場合は運営委員会が承認した者が代理を務める 第 5 章 入退団およびエキストラ
- 第 14 条<募集> 原則として団員による紹介者に限ることとする。なお紹介にあたっては、事前にパートリーダーの承認を得ること。
- ただし、CEO、インスペクター、コンマス、各セクションリーダーの合議の上、公募が必要と判断された場合はこの限りではない。
- 第 15 条<入団>

a. 新規に入団を希望される方は、最低2回の練習に参加し、当団の活動趣旨を理解して納得したうえで入団していただくこととする

但し、見学の為の参加は3回までとする。

- b. 入団希望者は「入団届」を提出して運営委員会が入団を承認し、入団金を支払った時点で正式入団と する
- c. 入団後、団公式の ML に加入する
- 第16条<退団> 退団する場合は、CEO あてに「退団届」を提出する 第17条(削除)
- 第18条<エキストラの依頼>

必要に応じてエキストラを依頼する場合は、運営委員会で依頼するパートおよび人選について審議しな ければならない

第6章 健全な運営のために

第 19 条<禁止事項> 活動の目的を踏まえ、健全な活動を阻害する恐れのある以下の行為はこれを禁止する。

これに反した場合は、運営委員会で協議のうえ団員総会の承認を得て退団を求めることがある

- a. メーリングリストなどにより団員間で誹謗中傷の応酬を行うこと
- b. 政治、宗教等 個人の信条に関わることを団内に持ち込むこと(勧誘、寄付など)
- c. 団の信頼を著しく傷つける行為をすること
- d. その他、良識のある社会人としてあるまじき行為をすること
- 第7章 改正
- 第 20 条<改正の手続き> 本規約の条項に変更(加除を含む)は、運営委員会で審議のうえ、団員総会で議 決することとする
- 第8章 補則
- 第21条<個人情報の保護>
- a. 役員および実務担当は団運営上収集したメールアドレス、電話番号、住所などの団員個人の情報を目 的以外に使用してはならない
- b. 団員は団員相互でやり取りしたメールやメーリングリストに掲載された情報を発信者の許可なく転送 してはならない
- 第22条<施行日> 本規約は団員総会の承認を受けた時点でこれを施行する